

移動等円滑化取組計画書

令和6年6月21日

住 所 香川県高松市番町四丁目1番10号  
事業者名 香川県  
代表者名 香川県知事 池田豊人

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 施設に関する事項

高松港旅客ターミナルビル等については、施設利用者の利用環境の向上に向けて、移動等円滑化基準の適合に努めることとする。利用者の意見を取り入れながら、高齢者、障害者等の移動が円滑になるようにする。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ① 職員及び設備管理業者が定期的に施設点検を行い、き損が著しく、高齢者、障害者等の通行に支障をきたすものが見られた場合は、速やかに対応する。
- ② 高齢者、障害者等に関する法律や指針の改正等があれば、その都度、知識の習得に努める。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
客船乗り場	利用者の意見を取り入れて、高齢者、障害者等の待合室内での移動が円滑になるようにする。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
旅客施設の維持管理等	公共交通移動等円滑化基準を満たしていない場所については、適合するよう努めていくとともに、すでに基準を満たしている場所については、維持していくこととする。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
高齢者、障害者の通行	職員及び設備管理業者が定期的に施設点検を行い、き損が著しく、高齢者、障害者等の通行に支障をきたすものが見られた場合は、速やかに対応する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページにおける情報提供	必要な情報について、詳細で分かりやすいホームページ作りに取り組んでいく。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
職員の意識の向上	高齢者、障害者等に関する法律や指針の改正等があれば、その都度、知識の習得に努める。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
様々な方法での情報提供	ホームページ等での視覚的な情報提供やターミナル内における音声案内等での聴覚的な情報提供など、様々な方法で情報提供ができるよう努めていく。

### Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

電話やメール等で寄せられる利用者からの意見を職員で共有し、当施設の改善に活用する。
---

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

香川県港湾課のホームページで公表する。
---------------------

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。